

# 山梨県公報

号外第七十三号

平成十七年

十二月二十二日

木 曜 日

## 目 次

条 例

山梨県職員等の給与の特例に関する条例……………三

日本道路公団法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例……………四

山梨県行政機関等の設置に関する条例等の一部を改正する条例……………四

山梨県民相談センター設置条例の一部を改正する条例……………七

山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例……………八

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例……………八

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例……………九

山梨県消費生活条例……………九

## 条例のあらまし

山梨県職員等の給与の特例に関する条例(条例第五百五号)(人事課)

1 行財政改革の推進、財政状況等にかんがみ、平成十八年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる職員のそれぞれ同表の中欄に掲げる給料の月額及び管理職手当については、それぞれ当該給料の月額及び手当から同表の下欄に掲げる率を当該給料の月額及び手当に乘じて得た額を減額することとした。

管理職手当受給者	給料の月額	
	管理職手当	百分の二
大学及び短期大学の学長	給料の月額	百分の六・六

2 この条例は、平成十八年一月一日から施行することとした。

日本道路公団法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第六六号)(職員厚生課)

1 日本道路公団法の廃止に伴い、次に掲げる関係条例中の用語の改正を行うこととし

た。

(一) 山梨県恩給条例

(二) 山梨県自然環境保全条例

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県行政機関等の設置に関する条例等の一部を改正する条例(条例第七七号)(新行政システム課)

1 市町村合併の進展等に対応し、簡素で効率的な行政運営を行うため、次に掲げる行政機関等の再編整備等を行うこととした。

(一) 山梨県行政機関等の設置に関する条例中次の改正を行うこととした。

(1) 地域振興局を廃止することとし、中北、峡東、峡南及び富士・東部の四地域に、次の行政機関を設置することとした。

- (i) 地域県民センター
- (ii) 保健福祉事務所(保健所)
- (iii) 林務環境事務所
- (iv) 農務事務所
- (v) 建設事務所

(2) 保健福祉事務所(保健所)及び建設事務所に支所を設置することとし、支所に關する規定を設けることとした。

(二) 山梨県保健所諸収入条例中民間検診機関等の充実により保健所の一般健康診断業務を廃止することとし、当該業務に係る手数料に関する規定を削除することとした。

(三) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例中行政機関等の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。

(四) 山梨県総合農業試験場手数料条例中高度な農業技術の普及指導業務を山梨県総合農業試験場で行うこととし、その名称を「山梨県総合農業技術センター」に改めることとした。

(五) 山梨県附属機関の設置に関する条例中保健所の統合に伴い、感染症診査協議会の名称等の改正を附則で行うこととした。

(六) その他規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

山梨県民相談センター設置条例の一部を改正する条例(条例第八八号)(県民生活課)

1 山梨県県民生活センターを設置し、開かれた県政の推進並びに県民生活の安定及び向上に資するため、次の改正を行うこととした。

- (一) 題名を「山梨県県民生活センター設置条例」と改めることとした。
- (二) 設置の規定を次のように改めることとした。  
県民に対して県行政及び県民生活に関する相談の窓口を広く開き、相談への迅速かつ的確な対応を図り、並びに消費者の自立を支援し、もって開かれた県政の推進並びに県民生活の安定及び向上に資するため、県民生活センターを設置する。
- (三) 所掌する事務について、次の事務を加えることとした。
  - (1) 消費生活に係る相談及び苦情の処理のあつせんに関する事。
  - (2) 消費者に対する啓発及び教育に関する事。
  - (3) 商品の試験及び検査に関する事。
  - (四) その他規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

**山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第九号）（人事課）**

1 一般職の県職員の給与の改定、行財政改革の推進、財政の状況等にかんがみ、平成十八年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる職員の給料について、同表の中欄に掲げる率をそれぞれ同表の下欄に掲げる率に引き上げ、当該率を当該給料の額に乗じて得た額を減額することとした。

知事	百分の五	百分の十
副知事		
出納長		
公営企業管理者	百分の三	百分の七
教育長		
常勤監査委員		

2 この条例は、平成十八年一月一日から施行することとした。

**山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第九十号）（人事課）**

- 1 職業生活と家庭生活の両立支援のための一般職の国家公務員の勤務時間制度の改定等にかんがみ、次の改正を行うこととした。
  - (一) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務を新設することとした。
  - (二) 特別休暇について、次のとおり改正することとした。
    - (1) 男性職員の育児参加休暇を新設することとした。
    - (2) 職員の育児休暇の期間を一日二回それぞれ六十分とすることとした。

- (3) 配偶者出産休暇の期間を三日以内とすることとした。
- (4) 子の看護休暇の取得期間を中学校就学の始期に達するまでとすることとした。

2 この条例は、平成十八年一月一日から施行することとした。

**山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（条例第九十一号）（教育庁義務教育課）**

- 1 職業生活と家庭生活の両立支援のための一般職の国家公務員の勤務時間制度の改定等にかんがみ、次の改正を行うこととした。
  - (一) 育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務を新設することとした。
  - (二) 特別休暇について、次のとおり改正することとした。
    - (1) 男性職員の育児参加休暇を新設することとした。
    - (2) 職員の育児休暇の期間を一日二回それぞれ六十分とすることとした。
    - (3) 配偶者出産休暇の期間を三日以内とすることとした。
    - (4) 子の看護休暇の取得期間を中学校就学の始期に達するまでとすることとした。

2 この条例は、平成十八年一月一日から施行することとした。

**山梨県消費生活条例（条例第一百十二号）（県民生活課）**

- 1 消費者の権利の尊重及びその自立の支援等を基本理念とし、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、次の改正を行うこととした。
  - (一) 名称を「山梨県消費生活条例」とすることとした。
  - (二) 県及び事業者の責務、消費者の役割等を定めることとした。
  - (三) 危険な商品又は役務の供給の禁止、合理的な根拠を示す資料の提出、違反事業者の指導及び勧告並びに消費者への情報の提供について定めることとした。
  - (四) 表示等の適正化、県による表示等の基準並びに違反事業者の指導及び勧告について定めることとした。
  - (五) 契約の勧誘、締結、履行、解除及び与信の各段階における不当な取引行為の禁止、違反事業者の指導及び勧告並びに消費者への情報の提供について定めることとした。
  - (六) 消費生活相談員、苦情等の処理、消費生活紛争処理委員会によるあつせん及び調停並びに訴訟費用の貸付けについて定めることとした。
  - (七) 消費生活との関連性が高い商品の需給の安定について定めることとした。
  - (八) 啓発活動及び教育の推進等について定めることとした。
  - (九) 事業者の条例違反等に関し知事に申し出て適当な措置を求める制度について定めることとした。
  - (十) 不服申立てその他重要事項に係る調査審議を行う第三者機関として山梨県消費生

活審議会の設置及びその権限について定めることとした。

(十) 立入調査、勧告前の意見陳述等の機会の付与及び公表制度について定めることとした。

(十一) 附則として次のとおり定めることとした。

(1) 旧条例の審議会に意見聴取を行うことにより、この条例の審議会の意見聴取を行ったものとみなすこととした。

(2) 旧条例の勧告等について経過措置を定めることとした。

(3) 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(三)(1)については、公布の日から施行することとした。

## 条 例

山梨県職員等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 山梨県条例第五号

山梨県職員等の給与の特例に関する条例

(給料月額の特例)

第一条 平成十八年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)に係る山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号。以下「職員給与条例」という。)(第十一条の二、山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号。以下「学校職員給与条例」という。)(第十一条の二及び山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号。以下「警察職員給与条例」という。)(第十二条の二の規定により管理職手当の支給を受ける者並びに大学及び短期大学の学長(学校職員給与条例別表第一の五級指定一号給及び指定二号給に定める給料月額)の支給を受ける者をいう。以下この項において同じ。)(の給料の月額については、職員給与条例第七条第二項、学校職員給与条例第五条の二第二項及び警察職員給与条例第七条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により支給すべき額から、当該額に百分の二(大学及び短期大学の学長にあつては、百分の六・六)を乗じて得た額を減じた額を支給する。

2 次の各号に掲げる条例の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、前項の規定は適用しない。

一 職員給与条例 第十一条に規定する給料の調整額、第十一条の二に規定する管理職手当、第十四条の二及び第十四条の三に規定する地域手当、第二十五条に規定する特勤勤務手当、第二十五条の二に規定する特勤勤務手当に準ずる手当、第三十二条に規定する期末手当並びに第三十三条に規定する勤勉手当

二 学校職員給与条例 第十一条に規定する給料の調整額、第十一条の二に規定する管理職手当、第十三条の二に規定する地域手当、第十六条の二に規定するべき地手当、第十六条の三に規定するべき地手当に準ずる手当、第十六条の四に規定する特勤勤務手当、第十六条の五に規定する特勤勤務手当に準ずる手当、第十六条の六に規定する定時制通信教育手当、第十六条の七に規定する産業教育手当、第二十二条に規定する期末手当及び第二十二条の四に規定する勤勉手当

三 警察職員給与条例 第十一条に規定する給料の調整額、第十二条の二に規定する管理職手当、第十五条の二に規定する地域手当、第二十一条に規定する特勤勤務手当、第二十二条の二に規定する特勤勤務手当に準ずる手当、第三十条に規定する期末手当及び第三十一条に規定する勤勉手当

四 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号) 第三条から第五条の二まで及び第六条並びに附則第十二項、第二十六項から第二十八項まで及び第三十項の規定による退職手当

(管理職手当の特例)

第二条 特例期間に支給する管理職手当の額は、職員給与条例第十一条の二第二項、学校職員給与条例第十一条の二第二項及び警察職員給与条例第十二条の二第二項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に百分の二五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(企業職員への適用)

第三条 特例期間における山梨県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十三号) 第二条の規定の適用については、同条中、「昭和二十七年山梨県条例第三十九号」とあるのは、「昭和二十七年山梨県条例第三十九号」(山梨県職員等の給与の特例に関する条例(平成十七年山梨県条例第五号))とする。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十八年三月三十一日までの間における第一条第二項の規定の適用については、同項中「及び第十四条の三に規定する地域手当」とあるのは、「から第十四条の四まで

に規定する調整手当」と、「並びに第三十三条」とあるのは、「及び第三十三条」と、「管理職手当、第十三条の二に規定する地域手当」及び「管理職手当、第十五条の二に規定する地域手当」とあるのは、「管理職手当」とする。

3 平成十八年四月一日から平成十九年十二月三十一日までの間における第一条第一項の規定の適用については、同項中「職員給与条例第七条第二項、学校職員給与条例第五条の二第二項及び警察職員給与条例第七条第二項」とあるのは、「職員給与条例第七条第二項及び山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二二号）附則第十一条、学校職員給与条例第五条の二第二項及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百三三号）附則第十条並びに警察職員給与条例第七条第二項及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百四号）附則第十一条」とする。

日本道路公団法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第百六号**

日本道路公団法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

（山梨県恩給条例の一部改正）

**第一条** 山梨県恩給条例（昭和二十八年山梨県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の三中「日本道路公団、森林開発公団」を「旧日本道路公団、旧森林開発公団」に改める。

（山梨県自然環境保全条例の一部改正）

**第二条** 山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同条第六項中「公団等」を「公共的団体」に改め、同条第十項及び第十一項中「行なう」を「行う」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県行政機関等の設置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

**山梨県条例第百七号**

山梨県行政機関等の設置に関する条例等の一部を改正する条例

（山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正）

**第一条** 山梨県行政機関等の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（地域県民センター）

**第二条** 法第百五十六条第一項の規定により、防災及び情報公開、情報提供その他総合的な案内に関する事務を分掌させるため、地域県民センターを設置する。

2 地域県民センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
山梨県中北地域県民センター	韮崎市	中巨摩郡、甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市
山梨県峡東地域県民センター	甲州市	東八代郡、山梨市、笛吹市及び甲州市
山梨県峡南地域県民センター	南巨摩郡 躰沢町	西八代郡及び南巨摩郡
山梨県富士・東部地域県民センター	都留市	南都留郡、北都留郡、富士吉田市、都留市、大月市及び上野原市

第十五条を第十八条とする。

第十四条中「必要に応じ」を「この条例に規定する行政機関等に、その所掌事務の一部を分掌させるため、」に、「地域振興局に優先事務所」を「当該行政機関等の支所」に改め、同条を第十七条とし、同条の前に次の二条を加える。

（農務事務所）

**第十五条** 法第百五十六条第一項の規定により、農業及び水産業並びに農地関係の調整に関する事務を分掌させるため、農務事務所を設置する。

2 農務事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県中北農務事務所	葑崎市	中巨摩郡、甲府市、葑崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市
山梨県峡東農務事務所	甲州市	東八代郡、山梨市、笛吹市及び甲州市
山梨県峡南農務事務所	西八代郡市川三郷町	西八代郡及び南巨摩郡
山梨県富士・東部農務事務所	都留市	南都留郡、北都留郡、富士吉田市、都留市、大月市及び上野原市

(建設事務所)

第十六条 法第百五十六条第一項の規定により、道路、河川、都市計画、住宅及び建築に関する事務を分掌させるため、建設事務所を設置する。  
2 建設事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

山梨県中北建設事務所	甲府市	中巨摩郡、甲府市、葑崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市
山梨県峡東建設事務所	甲州市	東八代郡、山梨市、笛吹市及び甲州市
山梨県峡南建設事務所	西八代郡市川三郷町	西八代郡及び南巨摩郡
山梨県富士・東部建設事務所	大月市	南都留郡、北都留郡、富士吉田市、都留市、大月市及び上野原市

第十三条を削る。

第十二条の表中「甲府市」を「甲斐市」に改め、同条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、同条の前に次の一条を加える。  
(林務環境事務所)

第十一条 法第百五十六条第一項の規定により、森林及び林業並びに環境の保全に関する事務を分掌させるため、林務環境事務所を設置する。  
2 林務環境事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

山梨県中北林務環境事務所	葑崎市	中巨摩郡、甲府市、葑崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市
山梨県峡東林務環境事務所	甲州市	東八代郡、山梨市、笛吹市及び甲州市
山梨県峡南林務環境事務所	西八代郡市川三郷町	西八代郡及び南巨摩郡
山梨県富士・東部林務環境事務所	都留市	南都留郡、北都留郡、富士吉田市、都留市、大月市及び上野原市

第九条を第十条とする。

第八条の表を次のように改める。

山梨県中北保健所	甲府市	中巨摩郡、甲府市、葑崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市
山梨県峡東保健所	山梨市	東八代郡、山梨市、笛吹市及び甲州市
山梨県峡南保健所	南巨摩郡鵜沢町	西八代郡及び南巨摩郡
山梨県富士・東部保健所	富士吉田市	南都留郡、北都留郡、富士吉田市、都留市、大月市及び上野原市

第八条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

(保健福祉事務所)

**第五条** 法第五十六条第一項の規定により、社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事務を分掌させるため、保健福祉事務所を設置する。

名 称	位 置	所 管 区 域
山梨県中北保健福祉事務所	甲府市	中巨摩郡、甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市
山梨県峡東保健福祉事務所	山梨市	東八代郡、山梨市、笛吹市及び甲州市
山梨県峡南保健福祉事務所	南巨摩郡鯉沢町	西八代郡及び南巨摩郡
山梨県富士・東部保健福祉事務所	富士吉田市	南都留郡、北都留郡、富士吉田市、都留市、大月市及び上野原市

3 保健福祉事務所を社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所とし、同条第五項に規定する事務に係る所管区域は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する保健福祉事務所の所管区域から市の区域を除いた区域とする。

4 保健福祉事務所における生活保護に関する事務に係る所管区域は、前二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

名 称	所 管 区 域
山梨県峡南保健福祉事務所	東八代郡、西八代郡、南巨摩郡及び中巨摩郡
山梨県富士・東部保健福祉事務所	南都留郡及び北都留郡

附則第九項から第十二項までを削る。

(山梨県保健所諸収入条例の一部改正)

**第二条** 山梨県保健所諸収入条例(昭和二十八年山梨県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県保健所手数料条例

第一条の前に見出しとして、「(手数料)」を付し、同条中「を利用する」を、「において水質試験又は証明書の交付を受けようとする」に改め、「使用料又は」及び「(以下「料金」という。)」を削る。

第二条及び第三条を次のように改める。

**第二条** 手数料の額は、別表のとおりとする。

(手数料の納付時期)

**第三条** 手数料は、申請と同時に納付しなければならない。

第四条に見出しとして、「(手数料の減免)」を付し、同条中「、その他」を削り、「必要」の下に「がある」を加え、「この条例に定める料金を減額し、又は免除するものとする」を、「手数料の減免をすることができる」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の不還付)

**第四条** 既に納付した手数料は、還付しない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第二条関係)

一 文書料

区 分	金 額
試験の成績書又は証明書	一通につき一、一五〇円

二 試験検査料

区 分	金 額	摘 要
飲料水試験	一件につき八、四七〇円	水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、硬度、全有機炭素の量、PH値、味、臭気、色度並びに濁度
一般飲料水試験		

細菌学的試験	一件につき、四三〇円	一般飲料水試験の摘要の欄に掲げる事項のうち、一般細菌及び大腸菌
理化学的試験	一件につき七、〇四〇円	一般飲料水試験の摘要の欄に掲げる事項のうち、一般細菌及び大腸菌を除く事項

(青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部改正)

**第三条** 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「、地域振興局」を削る。

(山梨県総合農業試験場手数料条例の一部改正)

**第四条** 山梨県総合農業試験場手数料条例(昭和四十三年山梨県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県総合農業技術センター手数料条例

第一条及び第二条中「山梨県総合農業試験場」を「山梨県総合農業技術センター」に改める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の山梨県行政機関等の設置に関する条例に規定する機関の長によつてなされた処分その他の行為又はこれらの機関の長に対してなされた申請その他の行為は、施行日以後は第一条の規定による改正後の山梨県行政機関等の設置に関する条例に規定する相当の機関の長によつてなされた処分その他の行為又はこれらの機関の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(山梨県保健所諸収入条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日以後に健康診断の結果に関する文書の交付を申請する場合の手数料については、第二条の規定による改正後の山梨県保健所手数料条例第一条及び第二条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 診断書料又は身体検査書料 一通につき二百六十円
- 二 証明書料 一通につき三百七十円

(山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正)

4 山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「甲府保健所感染症診査協議会、日下部保健所感染症診査協議会、石和保健所感染症診査協議会、身延保健所感染症診査協議会、小笠原保健所感染症診査協議会、韮崎保健所感染症診査協議会、吉田保健所感染症診査協議会及び大月保健所感染症診査協議会」を「中北保健所感染症診査協議会、峡東保健所感染症診査協議会、峡南保健所感染症診査協議会及び富士・東部保健所感染症診査協議会」に改める。

第三条の三第一項中「第八条」を「第九条」に改める。

山梨県民相談センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

**山梨県条例第八号**

山梨県民相談センター設置条例の一部を改正する条例

山梨県民相談センター設置条例(昭和五十五年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県民生活センター設置条例

第一条中「開くとともに」を「開き」に改め、「図り」の下に「、並びに消費者の自立を支援し」を、「推進」の下に「並びに県民生活の安定及び向上」を加え、「県民相談センター」を「県民生活センター」に改める。

第二条中「県民相談センターの」を「県民生活センターの」に、「山梨県民相談センター」を「山梨県民生活センター」に改める。

第三条中「山梨県民相談センター」を「山梨県民生活センター(以下「センター」という。）」に改め、第六号を次のように改める。

- 六 消費生活に係る相談及び苦情の処理のあつせんに関すること。
- 七 消費者に対する啓発及び教育に関すること。
- 八 商品の試験及び検査に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事務

**附則**

第四条中「山梨県民相談センター」を「センター」に改める。

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦  
山梨県条例第九号  
山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県知事等の給料の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十六年一月一日から平成十七年十二月三十一日」を「平成十八年一月一日から平成十九年十二月三十一日」に、「百分の五」を「百分の十」に、「百分の三」を「百分の七」に改める。

第二条から第五条までの規定中「百分の三」を「百分の七」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第一百号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削り、「前条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条第三項中「要介護者（配偶者）届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）」を「第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に、「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、人事

委員会規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削り、同条を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。  
（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第八条の二 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第二項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第三項において同じ。）をさせるものとする。

2 前項の規定は、第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第二項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十五条第一項中「要介護者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」に改め、同条第二項中「要介護者」を「前項に規定する者」に改める。  
別表第一の十一の項中「三十分」を「六十分」に改め、同表十二の項中「小学校」を「中学校」に改め、同表十三の項中「二日」を「三日」に改め、同表十八の項を同表十九の項とし、同表十四の項から十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十三の項の次に次のように加える。

14	男性職員の育児参加	五日以内
	休暇	



附則

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第百十一号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。）を削り、「前条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条第三項中「要介護者（配偶者）届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）父母、子、配偶者の父母その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を「第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に、「要介護者のある学校職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該要介護者を介護」とを「第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある学校職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該要介護者を介護」とに改め、「（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。）」を削り、同条を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

（育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務）

第九条の二 県教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。次条第二項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該学校職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、学校職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第三項において同じ。）をさせるものとする。

2 前項の規定は、第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する学校職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。次条第二項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある学校職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十六条第一項中「要介護者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）父母、子、配偶者の父母その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」に改め、同条第二項中「要介護者」を「前項に規定する者」に改める。

別表第一の十一の項中「三十分」を「六十分」に改め、同表十二の項中「小学校」を「中学校」に改め、同表十三の項中「二日」を「三日」に改め、同表十八の項を同表十九の項とし、同表十四の項から十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十三の項の次に次のように加える。

14	男性職員の育児参加 休暇	五日以内
----	-----------------	------

附則

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

山梨県消費生活条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第百十二号

山梨県消費生活条例

山梨県消費生活の保護に関する条例（昭和五十年山梨県条例第十一号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条 第八条）

第二章 消費者の安全の確保（第九条 第十二条）

第三章 表示の適正化等（第十三条 第十五条）

第四章 不当な取引の防止（第十六条 第十八条）

第五章 消費者被害の救済（第十九条 第二十五条）

第六章 生活関連商品の需給の安定（第二十六条・第二十七条）

第七章 啓発活動及び教育の推進等（第二十八条・第二十九条）

第八章 知事に対する申出（第三十条）

第九章 山梨県消費生活審議会（第三十一条）

第十章 雑則（第三十二条 第三十六条）

附則

## 第一章 総則

（目的）

**第一条** この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（定義）

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 消費者 個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

二 事業者 法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

三 商品 消費者が消費生活を営む上において使用する物をいう。

四 役務 消費者が消費生活を営む上において使用し、又は利用するもののうち、商品以外のものをいう。

（基本理念）

**第三条** 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

一 消費者の安全が確保される権利

二 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利

三 必要な情報及び教育の機会を提供される権利

四 消費者の意見が消費者施策に反映される権利

五 被害が生じた場合に適切かつ迅速に救済される権利

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

4 消費者施策の推進は、消費生活における国際化の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

5 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

（県の責務）

**第四条** 県は、経済社会の発展に即応して、前条の基本理念にのっとり、消費者施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、市町村が行う消費者の利益の擁護及び増進に関する施策について、必要な情報の提供、技術的助言その他の支援を行うものとする。

（事業者の責務）

**第五条** 事業者は、第三条の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 県が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自ら遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

（事業者団体の責務）

**第六条** 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

**第七条** 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

**第八条** 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

## 第二章 消費者の安全の確保

(危険商品等の供給の禁止)

**第九条** 事業者は、通常有すべき安全性を欠いていることにより消費者の生命又は身体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品又は役務を供給してはならない。

2 事業者は、その供給する商品又は役務が消費者の生命又は身体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、直ちにその旨を公表するとともに、その商品又は役務の供給の停止、その商品の回収その他危害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

**第十条** 知事は、前条第一項に該当する商品又は役務が否かを判断するため必要があると認めるときは、その商品又は役務を供給する事業者に対し、期間を定めて、その商品又は役務が安全であることの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

(指導及び勧告)

**第十一条** 知事は、事業者が第九条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、直ちにその旨を公表するとともに、その商品又は役務の供給の停止、その商品の回収その他危害の防止のために必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。

(情報提供)

**第十二条** 知事は、商品又は役務が通常有すべき安全性を欠いていることにより消費者の生命又は身体について重大な危害を発生させ、又は発生させる急迫した危険がある場合において、その危害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、生命又は身体に危害を発生させ、又は発生させる危険がある内容、その商品又は役務の名称、その商品又は役務を供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他消費者の安全を確保するために必要な情報を消費者に提供するものとする。

## 第三章 表示の適正化等

(表示等の適正化)

**第十三条** 事業者は、消費生活における安全を確保し、又は消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、その提供する商品又は役務について、次に掲げる事項の推進に努めなければならない。

一 消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないよう虚偽又は誇大な広告その他の表示をしないこと。

二 消費者が不利益を被ることがないよう適正に計量すること。

三 品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格を定めること。

(県の基準設定)

**第十四条** 知事は、消費生活における安全を確保し、又は消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、特に必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、商品又は役務の表示、計量及び規格について基準を定めることができる。

2 事業者は、商品又は役務を供給するに当たり、前項の規定による基準を遵守しなければならない。

(指導及び勧告)

**第十五条** 知事は、事業者が前条第二項の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、同条第一項の規定による基準を遵守すべき旨を指導し、又は勧告することができる。

## 第四章 不当な取引の防止

(不当な取引行為の禁止)

**第十六条** 知事は、事業者が消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。

一 消費者に対し、販売の意図を隠し、商品若しくは役務に関する重要な情報であつて、事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、若しくは誤認を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

二 消費者を威迫し、若しくは困惑させ、消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、又は消費者を不安な状態に陥らせ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

三 取引における信義則に背反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

四 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は不当な手段により困惑させ、消費者

又はその関係人に契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、又はその債務の履行をさせること。

五 契約又は法令の規定に基づく債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。

六 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張（以下この号において「申込みの撤回等」という。）を妨げ、又は申込みの撤回等によって生ずる債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。

七 商品又は役務の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約（以下この号において「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくはその債務の履行をさせること。

2 事業者は、消費者と取引を行うに当たり、前項の規定により定められた不当な取引行為を行ってはならない。

（指導及び勧告）

第十七条 知事は、事業者が前条第二項の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、不当な取引行為を改善すべきことを指導し、又は勧告することができる。

（情報提供）

第十八条 知事は、不当な取引行為により消費者に重大な被害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、その被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、その不当な取引行為の内容、その不当な取引行為に係る事業者の氏名又は名称及び住所その他不当な取引行為による被害を防止するために必要な情報を消費者に提供するものとする。

第五章 消費者被害の救済

（消費生活相談員）

第十九条 知事は、地域における消費生活に関し、相談に応じさせ、及び苦情、意見、要望その他の情報を県に提供させるため、消費生活相談員を置く。

2 消費生活相談員は、消費生活の安定及び向上に関して知識及び経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

（苦情等の処理）

第二十条 知事は、消費者から消費生活に関する苦情又は相談の申出があったときは、速やかに、その内容を調査し、助言、あっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

（消費生活に関する紛争処理）

第二十一条 知事は、前条の苦情又は相談の申出があった場合において、その苦情又は相談が県民の消費生活との関連性が高い商品又は役務についての事業者との民事上の紛争に係るもので、かつ、その紛争の解決のために専門的又は技術的な判断が要求されるものであるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、規則で定めるところにより、山梨県消費生活紛争処理委員会があつせん又は調停に付することができる。

（消費生活紛争処理委員会）

第二十二条 前条のあっせん及び調停を行い、並びに事業者の提供する商品又は役務によって被害を受けた消費者がその事業者を相手として提起する訴訟（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条に規定する和解及び民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停を含む。以下この章において「消費者訴訟」という。）の援助に関する事項を調査審議するため、知事の附属機関として山梨県消費生活紛争処理委員会（以下この章において「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員十五人以内で組織する。

3 委員は、消費生活の安定及び向上に関し専門的知識を有する者、消費者及び事業者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、二年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に会長を置く。

6 会長は、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

（事件の周知）

第二十三条 知事は、同種の被害の防止及び救済を図るため必要があると認めるときは、委員会におけるあっせん又は調停の経過及び結果を明らかにするものとする。

（訴訟に要する費用の貸付け等）

第二十四条 知事は、消費者が消費者訴訟を提起する場合において、その消費者訴訟が次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものであると認めるときは、その消費者に対し、規則で定めるところにより、訴訟に要する費用に充てる資金の全部又は一部を貸し付けることができる。

一 同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがある商品又は役務に係るもの

二 一件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの

三 委員会において援助することが適当であると認めるもの  
四 その他規則で定めるもの

2 知事は、消費者の被害の救済に資するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴いて、消費者訴訟を提起する者に対し、その消費者訴訟を維持するために必要な資料の提供その他の援助を行うことができる。

(貸付金の返還及び免除等)

**第二十五条** 前条第一項の規定により貸し付ける資金（以下この条において「貸付金」という。）の貸付けを受けた者は、消費者訴訟が終了したときは、規則で定める日までに貸付金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、貸付金の貸付けを受けた者が死亡したときその他やむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

3 知事は、第一項の規定にかかわらず、貸付金の貸付けを受けた者が災害、疾病その他やむを得ない事情により貸付金を返還することが困難であると認めるときは、規則で定めるところにより、貸付金の返還を猶予することができる。

#### 第六章 生活関連商品の需給の安定

(指定生活関連商品)

**第二十六条** 知事は、県民の消費生活との関連性が高い商品（以下この項において「生活関連商品」という。）について、その供給が著しく不足し、若しくは不足するおそれがあると認めるとき、又はその価格が異常に上昇し、若しくは上昇するおそれがあると認めるときは、その生活関連商品を特に供給の確保又は価格の安定を図るべき商品（次条において「指定生活関連商品」という。）として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、前項の規定による指定を解除するものとする。

(勧告)

**第二十七条** 知事は、指定生活関連商品に係る事業者が買占め又は売惜しみによりその指定生活関連商品を多量に保有していると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、その事業者に対し、その指定生活関連商品の買占め又は売惜しみの中止又は停止をすべきこと及びその指定生活関連商品の適正な価格での売渡しをすべきことを勧告することができる。

#### 第七章 啓発活動及び教育の推進等

(啓発活動及び教育の推進)

**第二十八条** 知事は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって

消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実させるよう必要な施策を講ずるものとする。

(試験、検査等の実施等)

**第二十九条** 知事は、消費者の安全の確保及び表示の適正化等に関する施策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行うとともに、必要に応じて試験、検査等の結果を公表するものとする。

#### 第八章 知事に対する申出

**第三十条** 県民は、事業者がこの条例の規定に違反していることにより、又はこの条例に定める措置がとられていないことにより消費者の権利が侵害されている疑いがあるときは、知事に対しその旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、その内容を調査し、その申出に理由があると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

#### 第九章 山梨県消費生活審議会

**第三十一条** 県民の消費生活の安定及び向上に関する基本的事項を調査審議するため、知事の附属機関として山梨県消費生活審議会（以下この条において「審議会」という。）を設置する。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、審議会の意見を聴かなければならない。

一 第十四条第一項の規定による基準を定め、変更し、又は廃止しようとするとき。

二 第十六条第一項の規定による規則を定め、又は改正しようとするとき。

三 第二十六条第一項の規定による指定をし、又は同条第二項の規定による指定の解除をしようとするとき。

3 審議会は、委員二十人以内で組織する。

4 委員は、消費生活の安定及び向上に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

5 第二十二条第四項から第九項までの規定は、審議会について準用する。

#### 第十章 雑則

(告示)

**第三十二条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、県公報に登載することにより告示しなければならない。

一 第十四条第一項の規定による基準を定め、変更し、又は廃止したとき。

二 第二十六条第一項の規定による指定をし、又は同条第二項の規定による指定の解

除をしたとき。

(報告及び立入調査)

**第三十三条** 知事は、第二章から第四章まで及び第六章の規定の施行に必要な限度において、事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し報告させ、又はその職員をして、事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所、店舗、工場、倉庫その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(意見陳述等の機会の付与)

**第三十四条** 知事は、第十一条、第十五条、第十七条又は第二十七条の規定による勧告をしよつとするとときは、その勧告に係る事業者に対し、意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提示する機会を与えるものとする。

(公表)

**第三十五条** 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- 一 第十条の規定による資料の提出の求めに応じず、又は虚偽の資料を提出したとき。
- 二 第十一条、第十五条、第十七条又は第二十七条の規定による勧告に従わないとき。
- 三 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(委任)

**第三十六条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第六項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(前にこの条例による改正前の山梨県消費生活の保護に関する条例(以下「旧条例」という。)(の規定によりされた勧告、報告の請求、貸付けその他の行為は、この条例の相当規定によりされた勧告、報告の請求、貸付けその他の行為とみなす。

3 施行日前に旧条例第十四条第一項の規定に違反した者については第十四条第二項の規定に違反した者と、旧条例第十七条の三第一項の規定に違反した者については第十六条第二項の規定に違反した者とみなす。

4 施行日前に旧条例第三十二条第一項に規定する山梨県消費生活紛争処理委員会で調査審議された事項は、第二十二條第一項に規定する山梨県消費生活紛争処理委員会で調査審議された事項とみなす。

5 この条例の施行の際現に従前の山梨県消費生活紛争処理委員会の委員である者は、施行日に、第二十二條第三項の規定により山梨県消費生活紛争処理委員会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、施行日における従前の山梨県消費生活紛争処理委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

6 施行日前においても、旧条例第三十一条第一項に規定する山梨県消費生活保護審議会に意見の聴取を行うことにより、第三十一条第二項の規定による意見の聴取が行われたものとみなす。

7 この条例の施行の際現に従前の山梨県消費生活保護審議会の委員である者は、施行日に、第三十一条第四項の規定により山梨県消費生活審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第五項において準用する第二十二條第四項の規定にかかわらず、施行日における従前の山梨県消費生活保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

8 施行日前に旧条例第十条第三項(旧条例第十七条の三第三項において準用する場合を含む。)(又は第二十八條第一項の規定により報告をしなければならないとされる事項で、施行日前にその報告がされていないものについては、施行日以後は、これを、第三十三條第一項の規定により報告をしなければならないとされた事項についてその報告がされていないものとみなす。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

9 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「山梨県消費生活保護審議会」を「山梨県消費生活審議会」に改める。